

「ふしづくりの音楽教育」の衰退と山本弘の主張

吉 富 功 修

(本学名誉教授)

三 村 真 弓

(本学大学院教育学研究科)

The Decline of “Fusizukuri Music Education” and Protects of Hiroshi YAMAMOTO

Katsunobu YOSHITOMI Mayumi MIMURA

I はじめに

山本弘(1918-2005)は、大正6(1918)年に、東京都世田谷区に生まれている。昭和12(1937)年に岐阜県師範学校を卒業し、下呂小学校、高山市西小学校、高山市大八中学校を経て、岐阜県教委指導主事を昭和36年から5年間務めている。その後、岐阜県教育委員会高山教育事務所学校職員課長、高山市立東小学校長、高山市立中山中学校長等を歴任し、昭和53(1987)年に退職している。

山本弘と「ふしづくりの音楽教育」に関する出版物は、以下である。

1. 『音楽教育の診断と体質改善 ～音楽能力表とふしづくりの一本道～』明治図書, 昭和43(1968)年。
2. 『音楽教育を子どものものに ～子どもが音楽するふしづくりへの体質改善～』明治図書, 昭和48(1973)年。
3. 『誰にでもできる音楽の授業 ～ふしづくりの音楽教育紙上実技講習～』明治図書, 昭和56(1981)年。
4. 『授業』文芸社, 平成12(2000)年。
5. 『ふしづくりの音楽教育 第1巻 ふしづくり25段階 子どもの実践 復刻版』東京教育技術研究所, 平成21(2009)年。
6. 『ふしづくりの音楽教育 第2巻 ふしづくり全学年の実践 復刻版』東京教育技術研究所, 平成21(2009)年。

その他に、山本弘が原著者、関根朋子が編著者となった出版物は、以下である。

7. 『ふしづくりで決まる音楽能力の基礎・基本』明治図書, 平成17(2005)年。
- さらに、古川小学校が「ふしづくり一本道」の10年間の実践の成果を記したものは、以下である。
8. 『ふしづくりの教育 主体的で楽しい音楽教育の実現を目指して十年』明治図書, 昭和50(1975)年。
- これらはすべて絶版となっている。

II 「ふしづくり一本道」

主として岐阜県飛騨地方で実践され、大きな成果を挙げた「ふしづくり一本道」は、3人の盟友 <下通進平(しもどおりしんべい)・中村好明・山本弘>により企画、実践された。飛騨に生まれ・育った3人は、岐阜県師範学校の同期であった。師範を卒業後、下通進平は、家業の印刷業に就き、中村好明と山本弘は教職に就き、「ふしづくり一本道」の誕生と発展に大きく貢献した。中村好明は飛騨教育事務所指導主事として現場での実践を通して、山本弘は岐阜県教育委員会指導主事や執筆活動を通して、「ふしづくり一本道」を主導した。さらに、古川小学校が研究指定校であった当時の音楽科主任(昭和37～47年古川小学校音楽科主任, 昭和48～49年高山教育事務所指導主事, 昭和50～51年古川小学校教頭)、山崎俊宏の存在も決定的に重要であった。

「ふしづくり一本道」の中心となったのは、古川町(当時)立古川小学校である。その契機には次のよ

うな事情がある。山本弘が岐阜県教委の指導主事になったとき、研究指定校の依頼が難航した。第1年には楽器をたくさん買ったという噂から郡上郡の高山小学校に、第2年には先輩の指導主事の縁で揖斐郡の温知小学校に、第3年には地教委に無理に頼んで恵那郡の大井小学校に、第4年にはその時の指導課長であった中家（なかや）一郎の尽力で古川小学校に、依頼した。昭和41年のことであった。「創造性の開発をめざし、ふしづくり一本道の実践」というテーマであった。翌年、中家一郎は古川小学校の校長に赴任する。これら4校はいずれも自ら進んで研究指定校を引き受けたわけではなく、「無理にお願いしたので、『いったい何をすればいいんですか』」から始まった。山本弘は、音楽科教育で大問題であった【何を育てるべきか】ということが見つかったことを説明し、組織の力で子どもを育てて欲しいと依頼し、その条件として、下記を提示した¹⁾。

1. 全職員が音楽を担当する。
2. 義務教育の音楽だから正規の授業時間以上やっては、仮に効果が上がっても意味がない。
3. 誰にでもできる授業パターンの研究（子どもに授業を構成させる）。
4. ふしづくりの一本道を全校体制で実施し能力の積み上げをする。

この条件は上記の4校で受け容れられ、高山小6学級、温知小18学級、大井小24学級、古川小24学級、のすべてで、音楽科の授業の研究を上記の条件で行ったのである。

山本弘は、「当時の古川小学校では、中免音楽の取得者は皆無であり、学級担任が全員で音楽の授業を担当していた。」と述べている²⁾。

これらのことから考えると、古川小学校に中免音楽の所持者がいなかったこと、音楽専科がいなかったことは、山本弘にとってはかえって好都合であった。彼の構想した「ふしづくり一本道」が、何の抵抗もなく、すんなりと受け容れられたからである。

Ⅲ 古川小学校での「ふしづくり一本道」の実践

「ふしづくり一本道」の中心となったのは、古川町立古川小学校であった。昭和41（1966）年の古田健一校長、昭和42（1967）年～49（1974）年の中家（なかや）一郎校長、および昭和50（1975）年～52（1977）年の山下一男校長の代には「ふしづくり一本道」は順調に発展を続けている。

古川小学校は、昭和43年には、41～42年の研究成果をまとめた報告書「ふしづくりの一本道」(pp.1-64)を印刷している。それ以降も毎年のように報告書を印刷している。昭和50（1975）年には、『ふしづくりの教育 主体的で楽しい音楽教育の実現をめざして十年』（明治図書）を出版している。

同書の「あとがき」には、42年度からの年度別の参観者数等が示されている。昭和42年度400名、43年度169名、44年度357名、45年度365名、46年度 参観者1,990名・内地留学8名、47年度参観者2,382名・内地留学5名、48年度 参観者2,002名・内地留学6名・NHK教育テレビ（教師の時間 3月12日）、49年度 参観者2,898名・内地留学7名・日本音楽教育学会招待発表（10月9日）、となっている。これを見ただけでも、「ふしづくりの音楽教育」の影響力の大きさを理解できよう。筆者（吉富）は、昭和49（1974）年10月9日の日本音楽教育学会での招待発表を聴き、さらに古川小学校での研究会に参加し、大きな感動と衝撃を受けた。

Ⅳ 「ふしづくり一本道」の特徴

「ふしづくり一本道」には多くの特徴がある。

第1の特徴は、多くの段階とステップに有機的に細分化されているカリキュラムとしての特徴を有している点である。昭和41年に山本弘が提示した「ふしづくり一本道」では、15の段階・30のステップであった。前述の5.『ふしづくりの音楽教育 第1巻 ふしづくり25段階 子どもの実践 復刻版』には、25の段階・80のステップが掲載されている。昭和41年からの実践をふまえて昭和43年に古川小学校が発表した「ふしづくり一本道 -創造性の開発をめざして-」³⁾には、26の段階が示されている。昭

¹⁾ 山本弘『ふしづくりの音楽教育 第2巻 ふしづくり全学年の実践 復刻版』東京教育技術研究所、平成21（2009）年、p.13。
²⁾ 平成16（2004）年10月2日のインタビュー。さらに、山崎俊宏（昭和37～47年古川小学校音楽科主任、昭和48～49年高山教育事務所指導主事、昭和50～51年古川小学校教頭）のインタビュー（平成24年2月）でも、同様のことが確認できた。

³⁾ 古川小学校「ふしづくり一本道 -創造性の開発をめざして-」昭和43年2月。

和44年に古川小学校が発表した「ふしづくり一本道 ―基礎能力を培うために―」⁴⁾には、30の段階が示されている。8.『ふしづくりの教育 主体的で楽しい音楽教育の実現を目指して十年』には、30の段階・102のステップが掲載されている。8.のものは、5回の改訂を経た第5次の「ふしづくり一本道」のカリキュラムである。さらに、これらの多くの段階とステップが固定されていない点にも特徴がある。2つの30の段階は、一見、同一のように思えるが、そうではない。これらの30の段階では、前者では第9段階が「続くふし・終るふし」、第10段階が「階名唱」となっているが、後者では第9段階が「階名唱」、第10段階が「続くふし・終るふし」となっている。このように「ふしづくり一本道」は自由度をもち、実践の積み重ねによって発展を続けるカリキュラムである。

第2の特徴は、子どもの遊びをカリキュラムに取り込んだことである。山本弘の提示した「ふしづくり一本道」では長調であったが、低学年での実践の過程で「わらべうた」が取り入れられ、1学期には定着した。「ふしづくり一本道」の第1段階は「リズムにのったことばあそび」であり、「ステップ1 名前呼びあそび」「ステップ2 動物・果物・花などの名前呼び」「ステップ3 鳴き声あそび」「ステップ4 リズムあそび」で構成される。これらは「○○○V(タン タン タン ウン)」のリズムで、A4-G4-A4の音高で歌われる。これらの遊びの形態を導入したことによって、さらに、わらべうた遊びの音高を導入したことによって、子どもの音楽学習に対する抵抗感を少なくすることに成功している。

第3の特徴は、「名前呼びあそび」でも分かるように、学習者が1人で歌う場面が多く設定されていることである。このことによって、子どもの歌声は、それぞれの学習者に的確にフィードバックされ、結果的に、音高はずれの子どもの数が劇的に少なくなる。そればかりか、子どもたちの歌声は輝くように洗練されたものになってくる。高知大学での平成23年度音楽教育学会中国四国地区例会での筆者の発表の一部として、昭和49年の研究発表会会場での筆者の録音(小さなカセット・テープレコーダーの内蔵マイクによる録音)を聴いていただいた。発表後に最初に受けた質問は、「歌声の指導はどのように行うのか」であった。筆者は、「歌声の指導、いわゆる発声指導はまったく行われていません」と答えた。事実、「ふしづくり一本道」では声に関する指導はまったく行われていなく、そのことが批判の対象とさえなっていた。しかし、そうした意図的な発声指導がなくても、子どもの歌声は見事に成長しているのである。

第4の特徴は、こうした学習が、子どもの主体性に多くをゆだねている点である。前記の(子どもに授業を構成させる)である。隣の小学校から古川小学校に転任した藤田耕作は、5年3組の最初の音楽の授業で、「期待と不安とで一ぱいの気持ちで、ピアノに向かう。ピアノを弾いて、『さあこの通り歌おう』と子どもの方を向くと、皆ケゲンそうな顔をしている。そのうちS子が手をあげて、『先生、伴奏は私たち生徒がするんです』と不満そうな顔をして言うのである。…中略… ・主体的な学習の構えが一人ひとりに身に付いている ・模奏力が付いている ・即興力が付いている ・和音感、調性感が付いている ・拍の流れが体の中にある この5つのことは1年から6年まで、全職員の共通理解のもとに、協力してできることであって、一人の優秀な音楽主任がどんなに頑張ってもできることではない。そして音楽の力を付けることも大切な目当てであるが、一番大きなねらいは主体的な学習であることがよくわかった。…後略…」⁵⁾と述べている。筆者が参観した昭和49年の研究会の際の第1学年の2つの授業でも、教師の役割は、笑顔で温かくクラスを見渡し、ときどき子どもの歌声のピッチが下がると、オルガンでD4とA4の重音を子どもたちのテンポに合わせて弾く程度であった。この点に関して、中村好明の子息である中村隆夫は、教師の立場から以下のように詳述している⁶⁾。

- ① 専門外の教師でも指導できる授業であり、ステップ化を図ることで自然に音楽科の到達目標に子どもたちを導くことができるようにすること。
- ② 従来の専門教師による、より美しい芸術的な作品を求めることで落伍者を出す指導や、系統性のない(積み上げのない)指導を否定し、誰でも手が届き意欲になれる授業を目指すこと。
- ③ 教師が教える授業ではなく、子どもが自ら学ぼうとする授業を目指し、音楽の授業だけでなく他の授業や生活のなかに主体的な子どもを育成できるものとする。

⁴⁾ 古川小学校「ふしづくり一本道 ―基礎能力を培うために―」昭和44年7月。

⁵⁾ 山本弘『授業』文芸社、平成12(2000)年、pp.11-15。

⁶⁾ 中村隆夫「中村好明『ふしづくりの教育』回想」p.3。

V 「ふしづくり一本道」の衰退

このように、「ふしづくり一本道」が全国的に注目され、いわゆる「古川詣で」が話題となるさなか、昭和53年度に赴任したZ校長が、その最初の訓辞で「私は、『ふしづくり一本道』をつぶしに来た」と発言した。まさに晴天の霹靂であった。この発言の裏には、あまりにも「ふしづくり一本道」だけが突出した古川小学校の実践に対して、町教委が危惧の念を抱いた、との見解もある。それ以降、紆余曲折はあったものの、「ふしづくり一本道」はしだいに求心力を失ってしまった。

山本弘は、自身に思い違いがあったと言う。山本弘は、「ふしづくりの音楽教育」のウェブサイトで、2つの思い違いについて述べている。

「その一つは、……音楽をやりたくないC（音楽を好きではないが自分で授業している先生）やD（他の先生に音楽の授業を頼んでいる先生）の教師達に、面白い『ふし遊び』で子どもの能力を育て、次の学年に引き継ぎできるよう、指定校で実践してもらった。だから、その児童を引き継ぐA（音楽に堪能な先生）の先生は、積み上げができるから感謝されると考えていた。ところが、僅か一時間のうちの15分でも、年間を通すと凄い力を発揮し、CとDの先生の育てた子が、Aの先生の育てた子より遥かに高度な音楽力を発揮し始めたからさあ大変。Aの先生は2つに意見が分かれた。これが本当の音楽教育だと賛成すると、反対に権威を犯されたとばかり、『ふしづくりは表現⁷が悪い』と攻撃する人に。ところが、2年目になると、力の付いた子は自分で、その表現まで良くしてしまった。そこで反撃は『文部省の一本立てに反している』と矛先を変えてきた。……“文部省と反対の二本立て”という“錦の御旗”に敗れたのが第一の誤算。

第二の誤算は、この成果を『“ふしづくりの一本道”がよかったから』と考えた思い上がりであった。

当時、古川小の実績に、全国からふしづくりの実技講習の希望がたくさんあり、東北のある県の一ブロックでは、2年間の研究主題を『ふしづくり』にして県大会の主会場を引き受けてくださった所さえあったのに、古川小学校の成果は生まれなかった。ここで初めてふしづくりは、古川小学校の【全体体制のおかげ】と気付かされた。考えてみれば当然のこと。他県から実技講習に出てくる先生はAの先生。実践するのもAの先生。その先生が現場に帰れば、能力の積み上げのない普通の学校。従って積み上げはゼロ、1年育てて組替えしたら、賽の河原（35年後の意見具申 後文 闇に葬られた実践）。』

また山本弘は、「地元の町では、音楽で有名になってもしかたない。主要教科で有名になって欲しい、という意見もあった。これは心配だなと思っていた。そこで研究会でも第1校時を全教科、第2校時を音楽科とした。しかし、多くの参観者は第2校時から来た。そして、ふしづくりに反対の校長さんが来て、いっぺんに失（の）うなってしまった。」と、インタビューで述べている。

こうしたことが衰退の要因である。実際には、種々の会議で多くの議論があったようであるし、人事異動も行われたようである。

VI 小学校学習指導要領音楽編への意見具申（音楽教育正常化のお願い）

これ以降、山本は、ウェブサイトで全国に向けて自己の所説を発信し続けるのである。山本弘のウェブサイト『ふしづくりの音楽教育』は彼のこれまでの著作と重複する部分もあるが、A4で460頁におよぶ膨大なものである。本研究では、山本弘が、学習指導要領作成協力委員のうち、義務教育関係者に2002年2月から送り続けてきた意見具申をとりあげる。ただし、これとても長大なものであり、第1便「35年後の意見具申」はA4サイズで86頁、第2便は17頁、第3便は22頁、第4便は18頁、第5便は14頁、第6便は16頁、第7は12頁、指導要領作成協力委員からの返事がないので世論に訴える檄文は10頁、という労作である。意見具申の部分だけで、総頁は195頁にのぼる。ここでは紙幅の関係もあり、概略を述べるにとどめざるを得ない。

第1便は、前文・本文・後文から成り、本文は、

- I. 教材曲についての疑問、
- II. 音楽教育現場の実情、
- III. 義務教育の音楽科を正常化する条件、

⁷ ここでは、発声法のこと。

Ⅳ. 児童が音楽を『再構成』することで学ぶカリキュラム,

Ⅴ. “ふしづくりの音楽教育”実践校の姿,

Ⅵ. 音楽ことばにより国語教育と同じシステムで育てられるようになった音楽教育,

に分けられている。さらに後文では、ふしづくりの音楽教育の遺跡 1・2・3 として、恵那市立大井小学校、池田町立温知小学校、古川町立古川小学校が示されている。遺跡とは、かつて隆盛を極めた「ふしづくり一本道」の実践が、これらの代表校でも廃れたしまったことに対する感慨であろう。

第 1 便の内容は、古川小学校での多くの実践例、子どもの作品の楽譜、ビデオまで同封してある説得力の強いものである。古川小学校では中学校音楽の教員免許の取得者は皆無であったこと、すべての教科の授業に没頭する子どもの姿、等が 12 年間の実践に基づいて具体的に示されている。

I. 「教材曲に対する疑問」では、各教科にはその教科が育てるべき内容が存在することが算数と理科によって具体的に示され、一方、音楽科ではそうした内容とは何ら関係ない「独立曲」で教科書が構成されていることを指摘している。そして「ふしづくり一本道」が、「文部省のいう『教材一本立て』」に対して、“ふしづくり”という別系統で育てた、つまり『二本立て』だとして『錦の御旗』の前に姿を消してしまった」ことに対する無念さも開陳されている。

第 2 便は、

1. 序文,
2. 文部省が全く考慮していない「小学校教育現場の実態」,
3. 現場に必要なのは「具体的な指導法」,
4. 音楽科学習指導要領に欠けている「カリキュラム」と「指導理念」,
5. 読んでも意味が分からないから使えない学習指導要領,
6. 音楽が苦手な先生にも指導ができる具体的な指針を掲載すべきだ,
7. 学習指導要領への質問,

から成っている。

1. 序文では、教育現場の教師の音楽的質からは、指導要領の「教材一本立て」では、音楽科の現場の歪みは是正できないこと、7. では、「質問その 1 指導要領は何故“独立曲の教材一本立て”にこだわるのですか?」と述べ、「古川小学校の成果は常に、指導要領の一本立てとは違うという逆風にさらされて消えてしまいました。」と、激しく述べている。

第 3 便は、

I 義務教育の音楽科の使命は『子どもの音楽能力』を育てることがすべて ～教材曲は歌詞を覚えて「一生の財産にする～」の下位に、

- 1 音楽科を正常化するための条件,
- 2 なぜふしづくりの一本道などが必要か,
- 3 子どもに音楽能力をつければすべて解決する,
- 4 小学校 3 年生までは「音楽能力を育てるカリキュラム」を,
- 5 小学校 3 年生までの教材曲の役割りは歌を覚えること,
- 6 低学年からは「表現」と「鑑賞」の文字をなくせ,

と主張されている。さらに、

II 誰にでもできる『音楽の授業』の下位に、

- 1 音楽が苦手な教師にどうやって授業をしてもらうか,
- 2 授業法パターン (1),
- 3 高学年から始める“3 音のふし”のリレーの指導法,
- 4 授業法パターン (2),
- 5 授業法パターン (3),
- 6 授業法パターン一覧,
- 7 「ふしづくり一本道」のカリキュラムは「教育方法論」である,
- 8 誰にでも出来る『音楽の授業』の驚異的な効果,

と続く。

Ⅲ 学習指導要領への質問 は、

「質問その2 音楽科で積み上げるべき子どもの音楽的能力とは何か？」

「質問その3 2年毎に3分割にした理由は？（9歳までのかけがえのない3年生までと、それ以降の2分割が正しいと思う）」、

である。

第4便は、

1. 子どもと共に「音楽を再構成する」授業の威力、として、

その1. リズム の下位に、

1 「子ども→音楽」の威力、

2 「音楽ことば」を沢山内蔵した子どもの前途は洋々、

3 学習指導要領の罪『「表現」・「鑑賞」で子どもの音楽能力はしぼむ』、

その2. その他 の下位に、

1 子どもたちはメロディもハーモニーも自在に操る、

2 子どもの潜在能力（4年生）、

3 子どもの潜在能力（5年生）、

4 子どもの潜在能力（6年生）、

5 学習指導要領と教師から解放された子どもの潜在能力、

その3. 新発見 の下位に、

1 3音の音楽ことば遊びで思わぬ効能、

2 調の記号は音楽の後から、

その4. 指導要領への質問4、

「『教材曲一本立て』で子どもの音楽能力を育てる方法がありますか」

から成っている。

第5便は、

1. 80パーセントの教師を無視した音楽科の学習指導要領、

2. 音楽科の異常を正すための課題、

3. 何故今まで子どもの音楽能力が育たなかったのか、

4. 「ふしづくりの音楽教育」への批判に答える、

5. 「ふしづくりの音楽教育」を貫く教育観、

6. 音楽科の異常を正す3つの条件、

7. 教師の音楽科指導能力が低い原因、

8. 文部省の錦の御旗、

9. 指導要領への質問5、

である。上記の、2. 「音楽科の異常を正すための課題」では、具体的な音楽能力として下記を挙げ、これら以外にもまだあるだろうと述べている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 音楽の流れに乗る力2. 真似する力3. 再現する力4. 即興する力5. 抽出する力6. 記譜する力7. 変奏する力 |
|--|

さらに、9. 指導要領への質問 では、

質問その5 協力委員の方々が、この指導要領に沿って「授業案」を書いた場合、他の先生と、学校組織として何か積み上げる共通のものが存在しますか。教材は「うみ」とします。（「ふしづくり」

なら、6年分書けます。そして子どもが授業を進行します。)

と述べている。

第6便は、

1. 義務教育100年の歴史に於いて得られなかった【自主性】【ひとりひとり】【自己実現】、
2. 「ふしづくりの音楽教育」と中家校長の学校経営理念、
3. 子どもの変化の原因を探る、
4. 子どもを「学校のお客様」にする「もらった民主主義」の悲しさ、
5. 戦後の教育の落とし穴から脱出しよう！
6. 音楽科の根本的な過ち、
7. 指導要領への質問、

である。

上記の、6.「音楽科の根本的な過ち」では、「音楽科は、……“音楽”の追求が教育の目的となってしまっ
て、教育の狙いである“子ども”を忘れてしまっていたことです。今までの音楽教育の、義務教育として
の根本的な欠陥は、【個】の育成を度外視していることです。音楽教育で有名な学校の発表会を幾つか参
観しましたが、全校合唱であったりクラブの演奏であったり、特別優秀な児童の作品であったりと、全校
児童の個を育てた記録⁸⁾のあるのに出会ったことがありません。授業にしても、代表的な優秀な教師の特
別授業が殆どで、全職員の授業を公開するのは見たことがありません。これは【全校体制で個の子どもを
組織で育てる】という義務教育本来の姿からの逸脱です。」と厳しく述べている。7.の「指導要領への質問」
では、「義務教育音楽科がいびつな責任は、指導要領の“教材曲一本立て”にあると思っています。反論
して下さい。」と迫っている。

第7便は、

(1) 私が今までに見てきた“文部省”の下位に、

- ① 真篠 将先生との出会い、
- ② 音楽教育全国大会、
- ③ 大和 淳二先生の御指導、
- ④ この頃の「ふしづくり一本道」の前途の誤算、
- ⑤ 音楽教育の正常化を求めて、

(2) 私から見た今の『文部科学省』の下位に、

- ① 現行指導要領の方針転換を、
- ② 音楽科正常化のための心よりのお願い、
- ③ 教育現場の歪みを改善していただくお願い、
- ④ 「夢」～みんなが音楽の授業が大好き～、

である。

(2)の

- ②では、「長々とお騒がせいたしました。上記のどちらかのお返事をお待ちしています。」、
- ③では、「無視されそうな予感もしますが、これは困ります。教育現場の音楽科の歪みは何ら改善さ
れないからです。」、
- ④では、自分の音楽の授業の夢を語った後に、「長らくお騒がせしてまいりました。お返事を心待ち
にしております。2003.1.21 山本 弘」

と、結ばれている。

指導要領作成協力委員からの返事がないので世論に訴える檄文は、

- ・「子どもが大切な皆様 義務教育現場の皆様」で始まり、
- ・「義務教育としての音楽科の最大の欠陥が、
1. 教科の基礎になる“音楽能力”が育っていない。

⁸⁾ 「ふしづくりの音楽教育」では、1人ひとりの創作の記録が、ガリ版刷りで在学中の長期間にわたって記録されている。

2. その“音楽能力”がはっきりしないので、それを育てる系統も方法もない。
3. そのため、子ども一人一人の成長の記録は皆無で、全体での演奏美のみ追求。」と続く。そして、現状打破のためには、

1. 育てるべき音楽能力と、その育て方の具体的な系統を明示する。

2. 現在の教師の音楽能力で授業が出来る『具体的授業法』の確立。

が必要であるとし、現在の教師能力では、「教える」という方法ではダメであることを力説する。そして【ふしづくり一本道】を紹介し、藤田耕作の「子どもに教えられた音楽の授業」⁹⁾に続いて、【ふしづくり一本道】の長所を次々に挙げている。そして、その成果を無視している最高行政者に失望し、皆様のお力を借りて世論として訴えることをお願いしている。さらに「七人の合唱」¹⁰⁾を紹介し、「ここで、改めて読者の皆様をお願いいたします。お読み下さって、私の論に間違いがあったら、ご指摘下さい。もし、もっともだと思われたら、文部科学省へ向かって『次の質問にまともに答えて、協力してやれ』と助言してやって下さい。」と訴える。そして、最後に、下の表が示されている。

指導要領への質問

- その1. 指導要領は何故“独立曲”の一本立てにこだわるのですか。(音楽能力を育てるのには、価値がないと思われるのに)
- その2. 音楽科で積み上げるべき“音楽能力”とは何ですか。
- その3. 指導要領では低(1,2)中(3,4)高(5,6)の3分割にしていますが、その理由は何ですか。子どもの成長特性からは『1・2・3』『4・5・6』であるべきと思いますが。
- その4. 教材曲一本立てで、子どもの音楽能力を育てる方法はありますか？
- その5. 協力委員の方々が、この指導要領に沿って『授業案』を書いた場合、他の先生と、学校組織として何か積み上げるものが存在しますか？教材は「うみ」とします。(ふしづくりなら6年分書けます。そして子どもが運営します。)
- その6. 義務教育音楽科のいびつな責任は、指導要領の“教材曲一本立て”にあると思っています。反論して下さい。

上記の山本弘の主張のなかで特に重要な点は、以下である。

1. 現職の時には明言できなかった学習指導要領・音楽科への批判を行っている。

第2便の「現場に必要なのは具体的な指導法」「カリキュラムと指導理念の欠如」「読んでも意味が分からないから使えない」等は、自由な身になっての、山本弘自身の偽らざる心境であろう。

2. 義務教育での音楽科の使命は、「子どもの音楽能力」の育成であると主張し続けている。

第3便の「子どもに音楽能力を育てることがすべて」「子どもに音楽能力をつければすべて解決」等は、「ふしづくり一本道」によって劇的に音楽能力が育成された成果に基づいて、その有効性を主張し続けたものである。

3. 学習指導要領・音楽科の「教材曲の一本立て」では、音楽科の学力の積み上げは不可能であると繰り返し批判している。

第5便の「学習指導要領に沿って『指導案』を書いた場合、…中略…何か積み上げる共通のものが存在しますか」、第6便の「義務教育音楽科がいびつな責任は、指導要領の“教材曲一本立て”にあると思っています。反論してください。」等は、「ふしづくり一本道」という二本立ての教育方法の優位性を主張し、学習指導要領・音楽科の「教材曲一本立て」が、「ふしづくり一本道」に対する批判の1つの根拠となったことへの憤りの現れでもであろう。

4. 上記のように、「二本立ての音楽教育」の優位性を積極的に主張している。

⁹⁾ 山本弘『音楽教育を子どものものに～子どもが音楽するふしづくりへの体質改善～』明治図書、昭和48(1973)年、序文。

¹⁰⁾ 山本弘『音楽教育を子どものものに～子どもが音楽するふしづくりへの体質改善～』明治図書、昭和48(1973)年、pp.7-9。

「二本立ての音楽教育」とは、音楽教育の会によって採用・推進された教育方法である。A 活動は、「今までに獲得した表現力を駆使して、あらゆる音楽を豊富に体験する活動」であり、B 活動は、「音を自覚的にとらえ、自由自在に駆使する能力を系統的に育てる活動」¹¹⁾ である。これら AB の 2 つの活動をとおして、A による音楽表現での感動の体験と、B による系統的な学習による音楽能力の獲得との両立をめざしたものである。昭和 40 年前後頃に登場し、40 年代中頃に盛んとなり、40 年代後半には衰退した。その意図するところは、不思議なほど「ふしづくり一本道」と符合する。しかし、両者の明確な接触点はなく、それぞれ独自にこの教育方法を確立している。

すくなくとも、昭和 50 年ころまでの「ふしづくり一本道」では、「二本立て」という言葉を積極的に使用してはいない。それにもかかわらず、山本弘は、この「小学校学習指導要領音楽編への意見具申（音楽教育正常化のお願い）」で積極的に使用している。「二本立ての音楽教育」が最初に見られるのは、「本文 I. 教材曲についての疑問」で、「文部省は一本立てであるが、ふしづくりは二本立てである」という理由で議論が生じたという際の記述である。山本弘が依頼した第 2 の研究指定校であった温知小学校（後に、文部省の実験学校に指定）の部分である。「この時を境に、教科書とは別に【ふしづくり】というシステムを持つ、いわゆる【二本立てカリキュラム】に対する賛否の争が県下起こった」と、「V. ふしづくりの“音楽教育”実践校の姿 A. ふしづくりの一本を実施したいきさつ」で述べられている。その後、「第 2 便」以降では、「用語解説①『教材曲一本立て』：現在の音楽科授業で広く行われているカリキュラムのこと。教科書などの『教材』のみで、学習指導要領に定められた『表現』・『鑑賞』の音楽能力を育てようとするもの。用語解説②『二本立て』：『ふしづくりの音楽教育』では、『教材』は、歌って覚え『音楽財産』にするという役割で利用し、『表現』及び『鑑賞』に必要な音楽能力は『ふしづくりの一本道』の別カリキュラムで積み上げて育てる。よって、俗に『二本立て』と呼ばれ、『教材曲一本立て』とは区別される」と、「一本立て」と「二本立て」とが対比的に扱われている。「二本立て」が使用された回数は、筆者がカウントしただけでも 38 回にも及んでいる。

山本弘が、当初使用していなかった「二本立て」を、このウェブサイトでなぜ多用しているのであろうか。これは推測に過ぎないが、「ふしづくり一本道」の特徴を洞察したときに、「二本立て」ということはこそがまさにその本質を言い当てて、しかも誰にでも容易に理解できる術語である、と考えたのかもしれない。

「ふしづくり一本道」には、ハンガリーのゴダーイコンセプトに基づく音楽教育との驚くほど多くの類似点がある。多くの関係者にインタビュー調査を行ったが、異口同音に、「類似性はあるかもしれないが、まったく独自のものである」ということであった。このことや、音楽教育の会の「二本立て」ということばを、山本弘が「ふしづくり一本道」の特徴を本質的表す術語として使用するようになった経緯を考えるのもおもしろいかもしれない。

これらの山本弘の主張のほとんどに筆者は賛同する。小学校学習指導要領・音楽科に対する批判は痛烈であるが、その発言には多くの実践の裏付けがある。学習指導要領は、いまはやりのことばで言えばマニフェストである。その内容は、文科省が国民にその実現を約束した公的文書である。過去も現在も、多くの国民が「ハ長調及びイ短調の楽譜を見」て歌う、という学力を保障されていない、という現実があるかぎり、筆者は山本弘の主張に賛同する。とりわけ、「二本立ての音楽教育」については、これを実践することによって、小学校学習指導要領・音楽科が示している学力（とくに、視唱力）の保障が可能であると考える。

Ⅶ おわりに

山本弘の音楽教育観は、自身が構想し、育て上げた「ふしづくり一本道」の重視であり続けた。この視点は、ウェブサイトの最後まで一貫しており、毫も変わることはなかった。

「ふしづくり一本道」の衰退は、Z 校長がその最大の要因となったのである。しかし、ある一校長の意

¹¹⁾ 寺田貴雄「学習指導計画 ―二本立て方式に基づいて―」吉富功修編著『小学校音楽科教育法』ふくろう出版、2010、pp.41-47。

志によるものだけではない。そこには、音楽科教育に関する根深い差別がある。山本弘が述べていることであるが、彼が音楽の指導主事となって、山間部の小学校を指導に回った際に、指導後の懇親会になると、多くの教師が、音楽の能力が乏しいことを自認しており、それまでの都市部の小学校勤務時には、音楽専科の先生に授業を担当してもらったり、音楽の得意な女先生と体育の授業と音楽の授業を交換したりしていたことをしばしば述べている。つまり、彼らには、音楽科教育に前向きにならないという実態があった。また、教員採用試験の担当をした際の記述では、小学校教諭となって、音楽の授業を担当できるものは、受験者の数パーセントである、とも述べている。さらに、音楽科よりも、いわゆる主要教科で高名になる方を重視する傾向も無視できないことであつたらう。

しかし、そうした実態や傾向は、あくまでも、音楽を軽視する人たちの立場である。「Ⅵ 小学校学習指導要領音楽編への意見具申（音楽教育正常化のお願い）」は、音楽する人、音楽教育の専門家、へのものである。なぜ、当事者たち（学習指導要領作成協力委員のうち、義務教育関係者）は、長い年月の間、徹底的に無視し続けたのであろうか。音楽する人として、さらに、音楽教育の専門家として、もっと真摯に対応すべきではなかったのか。

実は、著者たちも山本弘とほとんど同じ意見をもっている。このウェブサイトの存在をもっと以前に知っていたら、彼の見解に賛意を表し、少しでも励ますことができたのに、まことに残念至極である。

最後になったが、現在でも、飛驒の小学校では、「ふしづくりの音楽教育」が、低学年を中心として実践されており、毎年研究発表も行われている。平成18年には、『ふしづくりのおけいこ 指導書 低学年・中学年用』¹²⁾ が出版され、研究発表会でテキストとして使用されている。さらに、富山県高岡市国吉光徳保育園では、中村好明・隆夫父子の指導の下に、長年にわたって「ふしづくりの音楽教育」が実践され続けている。

【参考 web 資料】

<http://www.chiba-fjb.ac.jp/yamamoto/>

¹²⁾ 飛驒音楽教育研究会。連絡先：中村隆夫。